

議 案

目 次

議案第1号	
第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）について・・・・・・・・	1
議案第2号	
第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）について・・・	3
議案第3号	
第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）について・・・	5
議案第4号	
第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）について・・・	7

令和4年3月11日
千葉県環境審議会鳥獣部会

議案第1号

第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）について

法4条の規定による鳥獣保護管理事業計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）について

1 目的

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものである一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進を図る。

2 内容

資料1「第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）」のとおり

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 理由

本県の鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画の計画期間が令和4年3月31日で終了するため、別添のとおり第13次計画を策定することとしたい。

議案第2号

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）について

法第7条の2の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）について

1 目的

イノシシによる農業被害及び生活環境被害の低減

2 内容

資料「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）」のとおり

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 理由

急増するイノシシ被害に対応するため、平成28年度に第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を策定したが、計画期間が令和4年3月31日で終了することから、資料のとおり第3次計画を策定することとしたい。

議案第3号

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）について

法第7条の2の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）について

1 目的

ニホンジカによる農林業被害及び生態系被害の軽減

2 内容

資料「第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）」のとおり

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

千葉市 市原市 大網白里市 茂原市 長柄町 長南町 睦沢町 長生村
白子町 一宮町 勝浦市 いすみ市 大多喜町 御宿町 館山市 鴨川市
南房総市 鋸南町 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

5 理由

ニホンジカ被害に対応するため、平成28年度に第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定したが、計画期間が令和4年3月31日で終了することから、資料のとおり第5次計画を策定することとしたい。

議案第4号

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）について

法第7条の2の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）について

1 目的

房総丘陵のニホンザル地域個体群の安定的な保全と農林業被害の軽減

2 内容

資料「第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）」のとおり

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、
君津市、富津市

及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域

5 理由

ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し、房総丘陵ニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図るとともに、農林業被害の軽減を図るため、平成28年度に第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）を策定したが、計画期間が令和4年3月31日で終了することから、資料のとおり第5次計画を策定することとしたい。